

戦没者遺骨収集事業の推進等により、戦没者遺族を慰藉するとともに、中国残留邦人等に対する自立支援等を行うこと
(施策番号Ⅷ-3-2)

添付資料

測定指標1:慰霊巡拝

趣旨

昭和51年度から、遺族の要望にこたえるため、旧主要戦域等で、戦没者の慰霊を目的として慰霊巡拝を行っている。なお、沈没した艦船等の戦没者に対しては、適宜船舶を使用して洋上での慰霊を実施している。

実施方法

- 慰霊巡拝は、旧主要戦域毎などに計画的に実施する。
- 慰霊巡拝団は、訪問地で相手国の事情の許す限り現地慰霊を行う。
- 慰霊巡拝団は、当該地域の戦没者を対象とした合同追悼式を行う。

実施状況

(令和3年4月末時点)

年度	地域	参加者
2017 (平成29)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、東部ニューギニア、インドネシア、トラック諸島、マーシャル・ギルバート諸島	283
2018 (平成30)	旧ソ連、中国、硫黄島、フィリピン、東部ニューギニア、北ホルネオ、ビスマーク諸島、ミャンマー、パラオ	294
2019 (令和1)	旧ソ連等、中国、硫黄島、フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、マリアナ諸島、アッツ島、インド	248
2020 (令和2)	硫黄島(実施)、フィリピン(中止)、旧ソ連等(中止)、中国(中止)、東部ニューギニア(中止)、ビスマーク諸島(中止)、インドネシア(中止)、トラック諸島(中止)、ミャンマー(中止)	19



ビスマーク・ソロモン諸島慰霊巡拝の様子



インドネシア慰霊巡拝の様子

※ 戦没者の遺族(配偶者、父母、子、兄弟姉妹、子・兄弟姉妹の配偶者、孫、甥・姪)に対し、旅費法に基づいて算出された外国旅費及び内国旅費の合計額の3分の1を補助。

測定指標2:戦没者の遺骨収集事業

概要

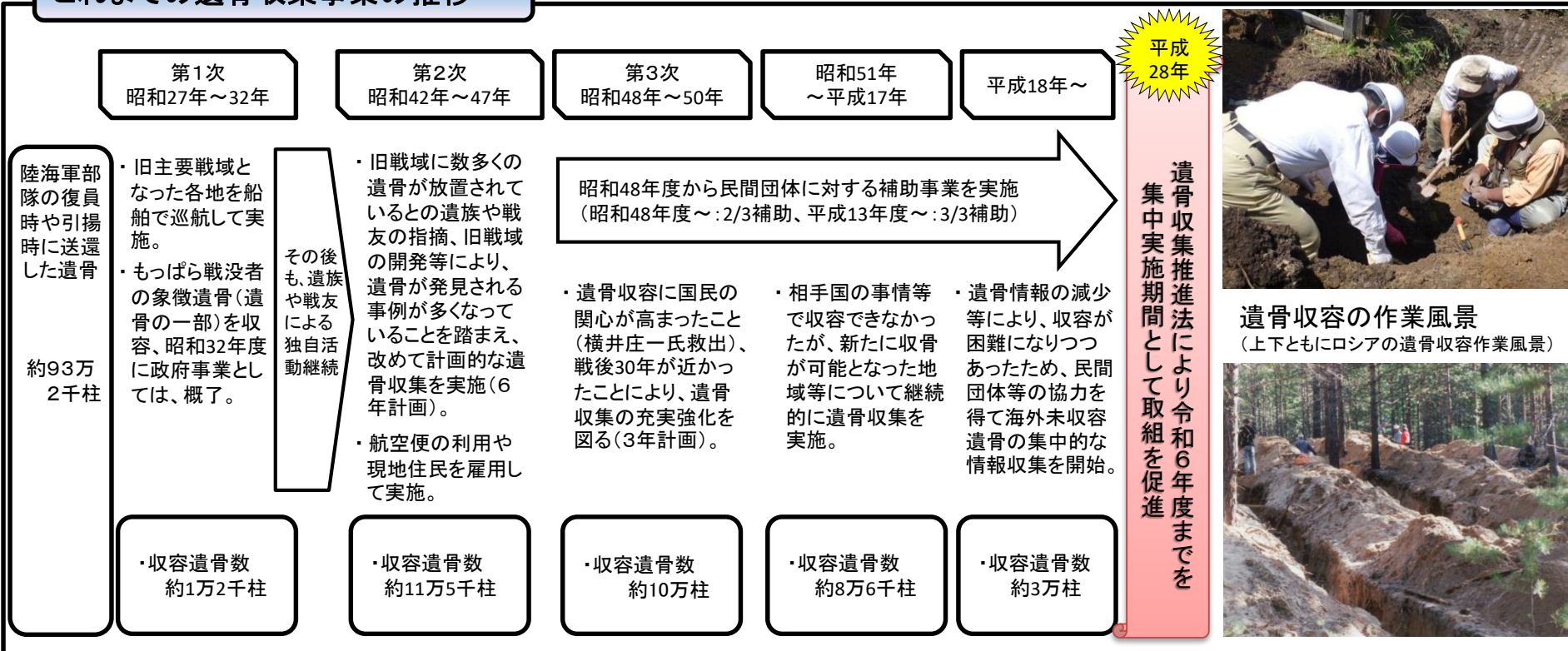
○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち	①海没遺骨 約30万柱 ②相手国事情により収容が困難な遺骨 約23万柱 上記①②以外の未収容遺骨（最大） 約59万柱

(注) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

令和3年3月末現在

これまでの遺骨収集事業の推移



測定指標3・4：自立支援通訳派遣事業・自立指導員派遣事業

自立支援通訳等派遣事業

(ア) 自立支援通訳派遣事業

医療・介護サービス利用、健康相談や就労相談を受ける際、公的機関から援助を受ける際などに通訳が必要な場面に同行して、通訳業務を行う。

(イ) 自立指導員派遣事業

日常生活での諸問題に関する相談、指導や関係行政機関への連絡を行う。

(ウ) 就労相談員派遣事業

就労に向けた相談や指導、就労後の離職を防止するための指導に加え、就労受入れ企業の開拓等を行う。

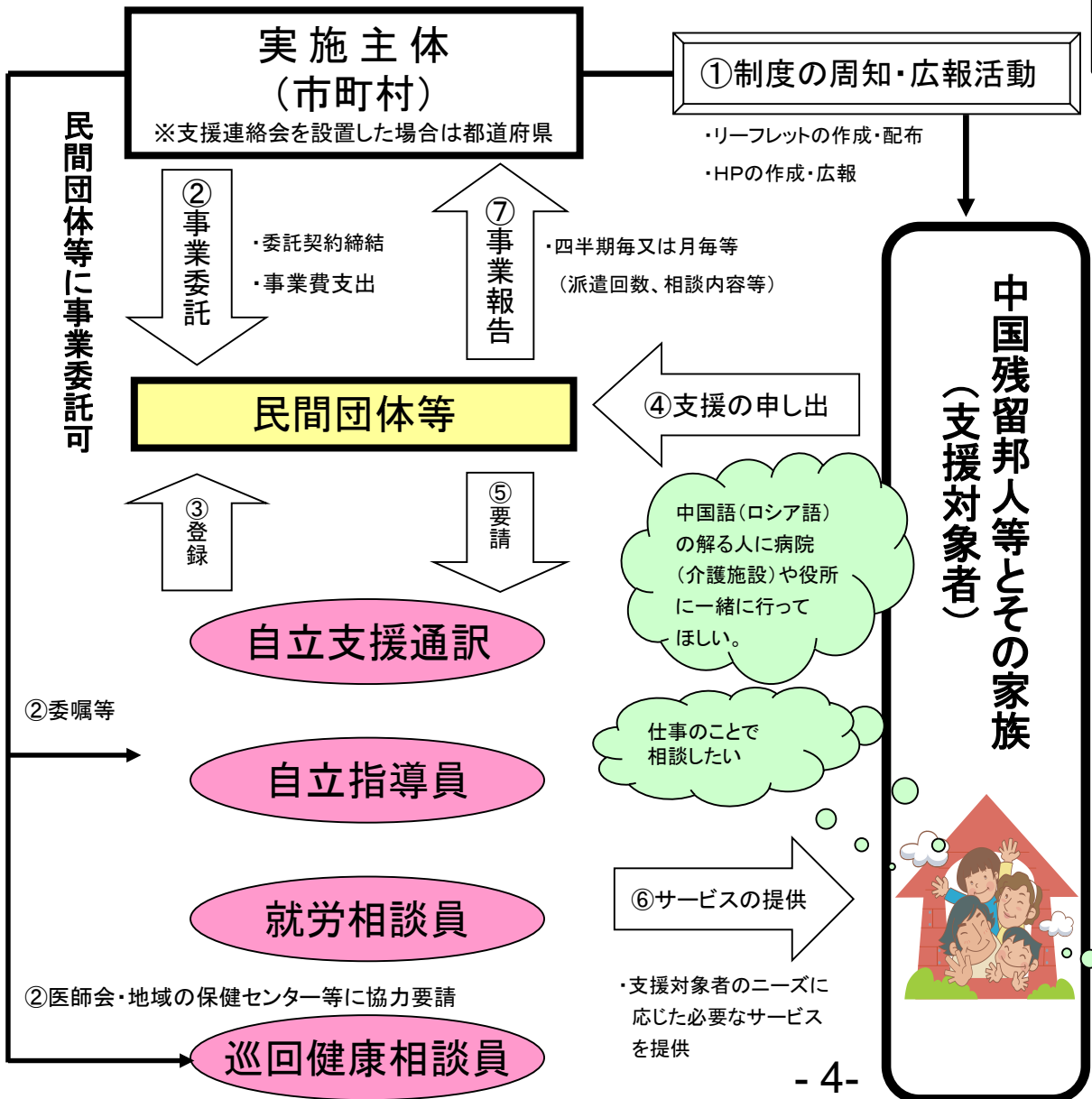
(エ) 巡回健康相談の実施

地域巡回、戸別訪問で、医療、保健衛生上の観点から必要な助言を行う。

この事業は、市町村（特別区含む。支援連絡会を設置した場合は、都道府県）が実施する。

測定指標3・4: 自立支援通訳派遣事業・自立指導員派遣事業

○ 自立支援通訳等派遣事業について



補助内容

1. 自立支援通訳等派遣 (補助率10/10)

中国残留邦人等の日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳 就労のための相談及び健康相談等を行い安心して生活が送れるよう自立支援通訳等の派遣に要する経費を補助する。

<対象経費>

- ・報償費 ・活動費(旅費) ・需要費(消耗品費、印刷製本費) ・役務費(通信運搬費、保険料) ・使用料及び賃借料・委託料

※ 自立指導員及び就労相談員のみ活動推進費として、需用費、役務費の補助が可能。民間団体等に事業委託した場合のみ委託料の補助が可能。また、事業委託の締結、事業報告に必要な経費の補助が可能

2. 制度の周知・広報活動 (補助率10/10)

制度の周知・広報活動に必要な経費について補助する。(上記対象経費であれば補助可能)

<事例>

- リーフレット等作成に必要な経費
- ・実施主体と民間団体等が打合せを行った際の旅費
- ・実施主体と民間団体等が連絡調整を行った際の通信費、郵便料
- ・支援対象者に対し送付するリーフレット等の郵便料
- ・リーフレット等を作成の際の消耗品や印刷製本費

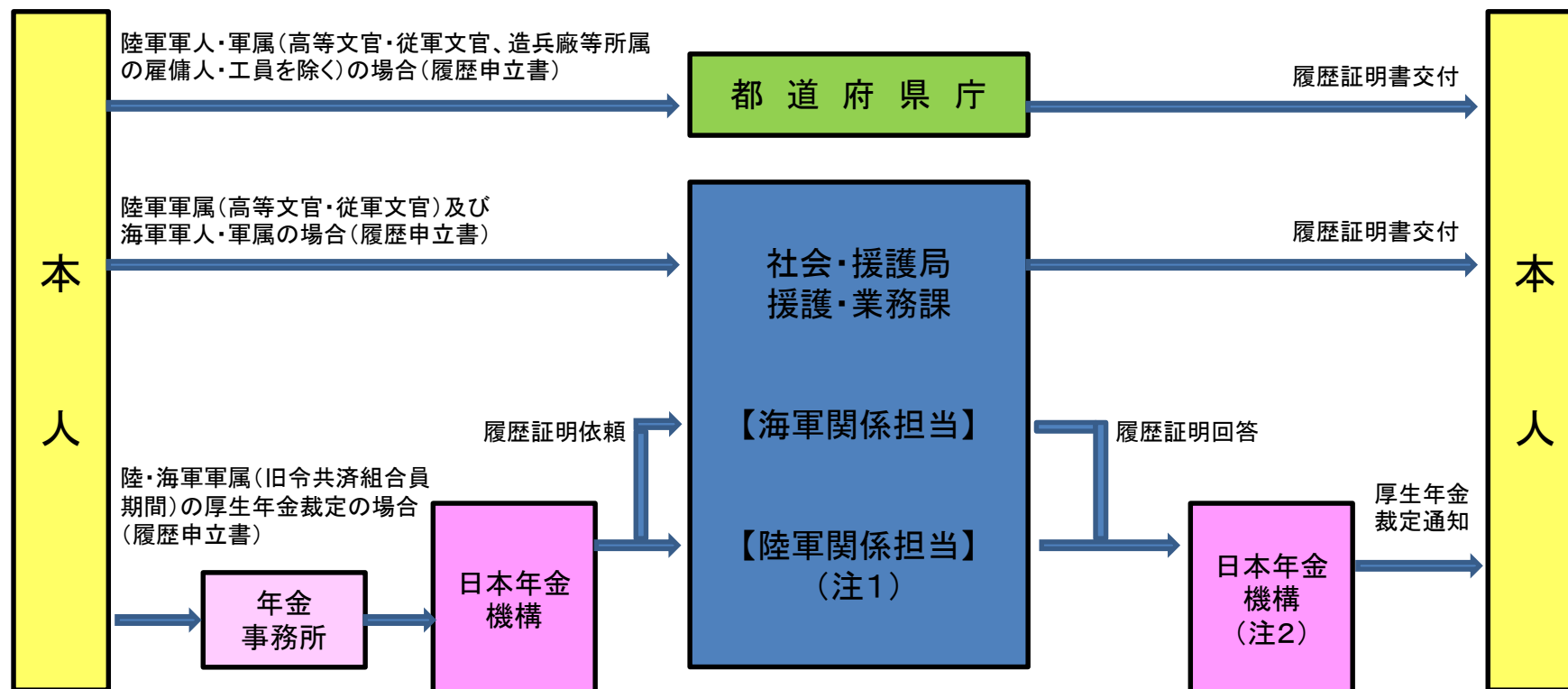
※ その他、事業の事前準備や事前調整に必要な経費も補助対象となる。

日本語をもっと勉強したい。
地域の人ももっと交流をしたい。

測定指標5: 軍歴調査(証明)事務

旧陸海軍軍人・軍属の軍歴は、恩給及び各種共済組合の退職年金への通算対象となる。また、厚生年金保険法、国民年金法の改正に伴う旧令共済組合員期間の通算、叙勲、被爆者健康手帳申請等の際に軍歴が必要とされる。旧陸海軍の人事記録を引き継いだ厚生労働省及び各都道府県は、これら関係者からの請求に応じ、軍歴証明書を発行し、交付している。請求者は高齢化しており、迅速な対応が求められている。

事務の流れ



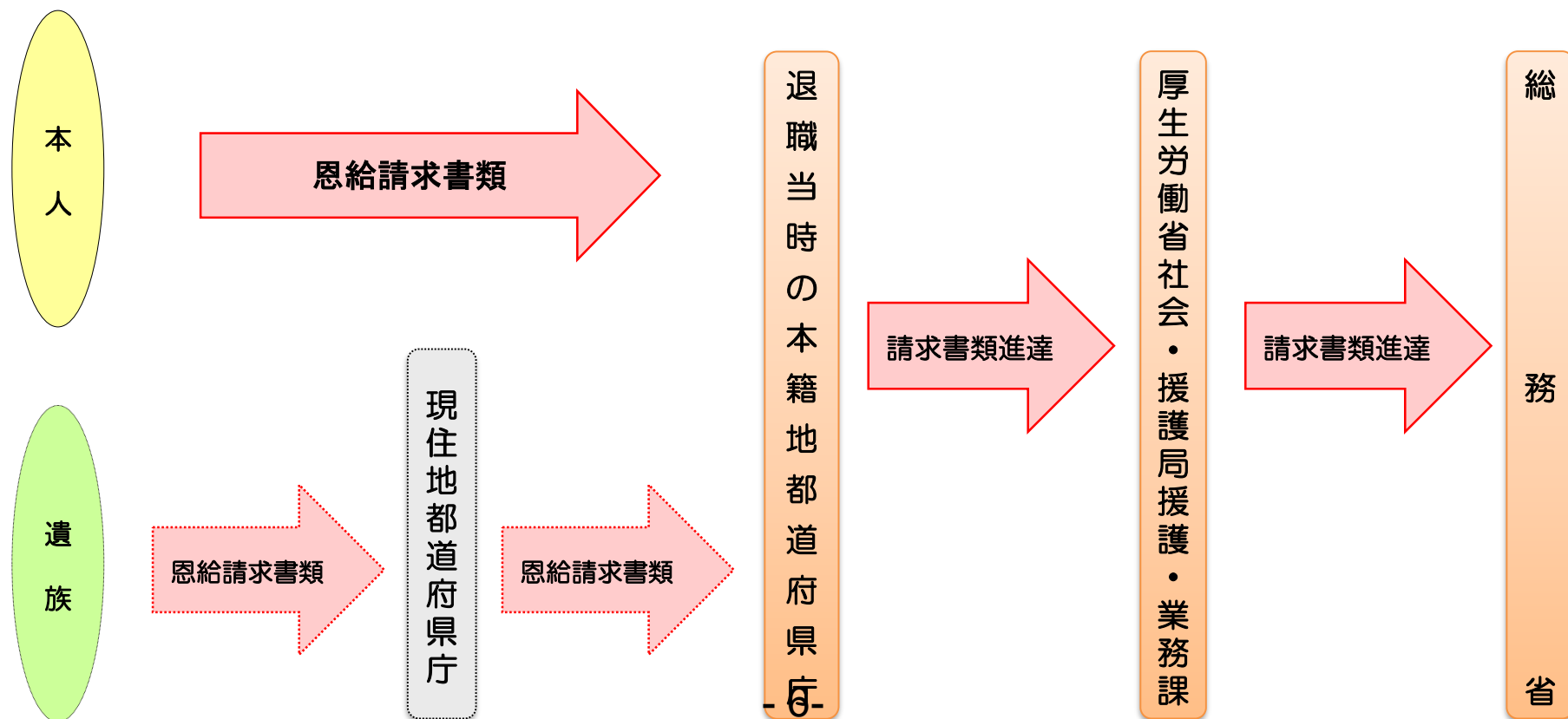
(注1) 所属に応じて都道府県庁へも証明依頼している

(注2) 履歴証明書は日本年金機構から国家公務員共済組合連合会特定事業部(旧令年金課)あて送付され、旧令共済組合員期間証明を得ている。

測定指標6: 恩給進達事務

恩給の請求は、退職当時の本属庁(所属官庁)を経由して提出しなければならない。これは、本属庁に履歴その他勤務に関する原本が備えられているためである。厚生労働省は、陸海軍省の残務(人事記録)を継承した官庁として、軍人・軍属及びその遺族からの恩給請求について、請求者の退職当時の本籍地を管轄する都道府県から恩給請求書類の送付を受け、必要な審査を行った後、裁定庁である総務省に進達している。請求者は高齢化しており、迅速な対応が求められている。

事務の流れ



測定指標7: 抑留者関係資料の調査

1 事業の概要及び経緯

(1) 終戦間近の昭和20年8月9日、ソ連が日ソ中立条約を破棄し参戦したことにより、戦後、旧満洲、樺太、千島から約57万5千人の軍人等はシベリア及びモンゴルに強制抑留され、各地の収容所において強制労働に従事させられたが、収容所に連行される途中及び収容後の重労働や生活環境の不良、酷寒下の越冬等の悪条件により多数の死亡者を出した。

(抑留者数)

① 旧ソ連地域に抑留された者	約 575,000人
② 現在までに帰還した者	約 473,000人
③ 死亡と認められる者	約 55,000人
④ 病弱のため入ソ後旧満州・北朝鮮に送られた者等	約 47,000人

(2) 平成3年に、日ソ間で「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」が締結され、約3万7千人分の抑留中死亡者名簿が引き渡された。その後も協定を継承したロシア連邦政府等から数次にわたり死亡者名簿等が提供されている。

(3) 当局においては、ロシア政府等より提供された名簿等と日本側資料との照合調査を行い、死亡者を特定した場合は、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、提供された名簿等の記載内容を遺族にお知らせしている。